



鳥取県公報

令和 8 年 10 月 13 日 (火)
第 9 8 3 0 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	物品売払代金の徴収事務の委託 (651) (畜産試験場) 2
	県道の区域の変更 (652) (道路企画課) 2
	県道の供用の開始 (653) (〃) 2
	砂利採取法による採取計画の変更認可の公表 (654) (鳥取県土整備事務所) 2
	開発行為に関する工事の完了 (655) (西部総合事務所環境建築局) 3
◇ 公 告	農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請 (経営支援課) 3
◇ 調達公告	随意契約の相手方の決定 (税務課) 4

告 示

鳥取県告示第651号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、畜産試験場における物品売払代金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年10月13日

鳥取県畜産試験場長 野 儀 卓 哉

指定公金事務取扱者			委託年月日	委託期間
名称	事務所の所在地	指定年月日		
公益社団法人 全国和牛登録 協会	京都府京都市中京区 烏丸通御池上ル二条 殿町546－2	令和8年9月9日	令和8年9月25日	令和8年9月25日から令 和9年3月31日まで

鳥取県告示第652号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、令和8年10月13日から2週間鳥取県県土整備部道路局道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

令和8年10月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	変更 前後別	区間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
上井北条線	変更前	倉吉市上井字大江後830－3地先から同市上井字山田11－1地先まで	10.7～64.9	471.0
	変更後	倉吉市上井字大江後830－1地先から同市上井字山田11－1地先まで	11.4～53.6	490.0
倉吉江府溝口線	変更前	西伯郡大山町大山字大山97－1地先から同字98－1地先まで	9.7～26.1	291.0
	変更後	〃	8.3～16.8	298.0

鳥取県告示第653号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、令和8年10月13日から2週間鳥取県県土整備部道路局道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

令和8年10月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区間	供用開始の期日
上井北条線	倉吉市上井字大江後830－1地先から同市上井字山田11－1地先まで	令和8年10月14日

鳥取県告示第654号

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第20条第1項の規定に基づき、採取計画の変更の認可をしたので、鳥取県砂利採取条例（平成15年鳥取県条例第73号）第11条の規定により次のとおり公表する。

令和8年10月13日

鳥取県鳥取県土整備事務所長 米 田 憲 司

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	砂利採取場の所在地及び面積	採取する砂利の種類及び数量	認可の内容			認可年月日
				変更事項	変更前の内容	変更後の内容	
湖南実業 代表 井上 信久	鳥取市湖山町北三丁目468	鳥取市伏野字長者石1738－2 (6,158.52平方メートル)	砂 (25,948.775立方メートル)	採取の期間	令和7年10月20日から令和8年10月19日まで	令和7年10月20日から令和9年10月19日まで	令和8年10月1日

鳥取県告示第655号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

令和8年10月13日

鳥取県西部総合事務所長 荒 田 す み 子

- 開発許可の年月日及び番号
令和8年4月8日 鳥取県指令第202600011801号
- 開発区域に含まれる地域の名称
西伯郡日吉津村大字日吉津
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
米子市車尾四丁目3－31
株式会社ハートライフ 代表取締役 終 明彦

公 告

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項の規定により、公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構から農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関し裁定の申請があったので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定により公告する。

令和8年10月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

農地の所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
倉吉市上神字鴨瓜1547	田	1,179
倉吉市上神字鴨瓜1556		2,072

- 申請に係る農地の利用の現況
農地の所有者が死亡しており、当該農地について耕作の事業に従事する者が不在となっている。
- 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細
裁定手続後に、公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構から借受希望者に農地を貸し付ける。
- 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第8条第2項第1号に規定する基準に適合すると認められる理由
当該農地は、公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構が農地中間管理事業規程で定める地域計画の区域内の農用地に当たるため。
- 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額及びその支払の方法

農地の区分	利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額（円）	補償金の支払の方法
-------	--------	------	-----------------	-----------

倉吉市上神字鴨瓜1547	令 和 9 年	8 年	0	該当なし
倉吉市上神字鴨瓜1556	2 月 1 日	11月	0	

6 意見書の提出

申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

令和8年10月27日

(2) 提出先

鳥取県農林水産部農業振興局経営支援課（鳥取市東町一丁目220）

(3) 記載事項

ア 意見書の提出者の氏名及び住所

イ 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容

ウ 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画

エ 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由

オ 意見の趣旨及びその理由

カ その他参考となるべき事項

調 達 公 告

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和8年10月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 調 達 件 名 及 び 数 量 税務事務総合電算システム改修業務（令和7年度税制改正対応（自動車税納税通知書の電子化対応）） 一式
- 契 約 方 式 随意契約
- 随意契約の相手方を決定した日 令和8年9月14日
- 契約の相手方の名称及び所在地 株式会社鳥取県情報センター
鳥取市寺町50
- 契 約 金 額 72,043,400円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 随 意 契 約 に よ る 理 由 他の特定役務をもって代替させることができない特定役務の調達をするものであり、当該調達の相手方が特定されるため。（政令第11条第1項第1号）
- 契約事務担当部局の名称及び所在地 鳥取県令和の改新戦略本部税務課
鳥取市東町一丁目220